

介護サービス 令和6年度介護報酬改定において新設された減算項目について

次に掲げる項目は、経過措置期間の終了等により今年度から新設された減算項目になります。各算定要件については、市ホームページ等をご確認ください。

減算項目

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ▶ 業務継続計画未策定減算

【対象】全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

<概要>

※令和6年3月31日まで経過措置

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する

- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない
- ※ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない

単位数

- 施設・居住系サービス
...所定単位数の100分の3相当を減算
- その他のサービス
...所定単位数の100分の1相当を減算

・高齢者虐待防止の推進 ▶ 高齢者虐待防止措置未実施減算

【対象】全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

<概要>

※令和6年3月31日まで経過措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の再発又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する

単位数

所定単位数の100分の1相当を減算

・身体的拘束等の適正化の推進 ▶ 身体拘束廃止未実施減算

【対象】短期入所系サービス、多機能系サービス

<概要>

※経過措置なし

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する

単位数

所定単位数の100分の1相当を減算

